

News Letter 2025年2月号

固定資産税特例などの税制支援が受けられる！ 先端設備等導入計画策定しませんか？



経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 先端設備等導入計画とは
- 2 税制支援を受けるには
- 3 令和7年の税制改正内容
- 4 賃上げ方針の表明とは
- 5 制度の注意点

① 先端設備等導入計画とは

生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画。認定を受けた場合は、税制支援などの支援措置を受けることができます。このたび固定資産税特例が見直しされました。



② 税制支援を受けるには

対象か確認

条件を満たしているかどうかまずは会計事務所まで確認ください。

- 経営革新等支援機関と先端設備等導入計画を作成
- 賃上げ表明

市区町村へ計画書を提出

先端設備等導入計画の認定を受ける

固定資産税の特例を受けるためには**必ず設備取得をする前に**、
先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。



自治体によって対象が異なる場合があります！

※その他、詳細については各自治体のホームページなどをご確認ください。

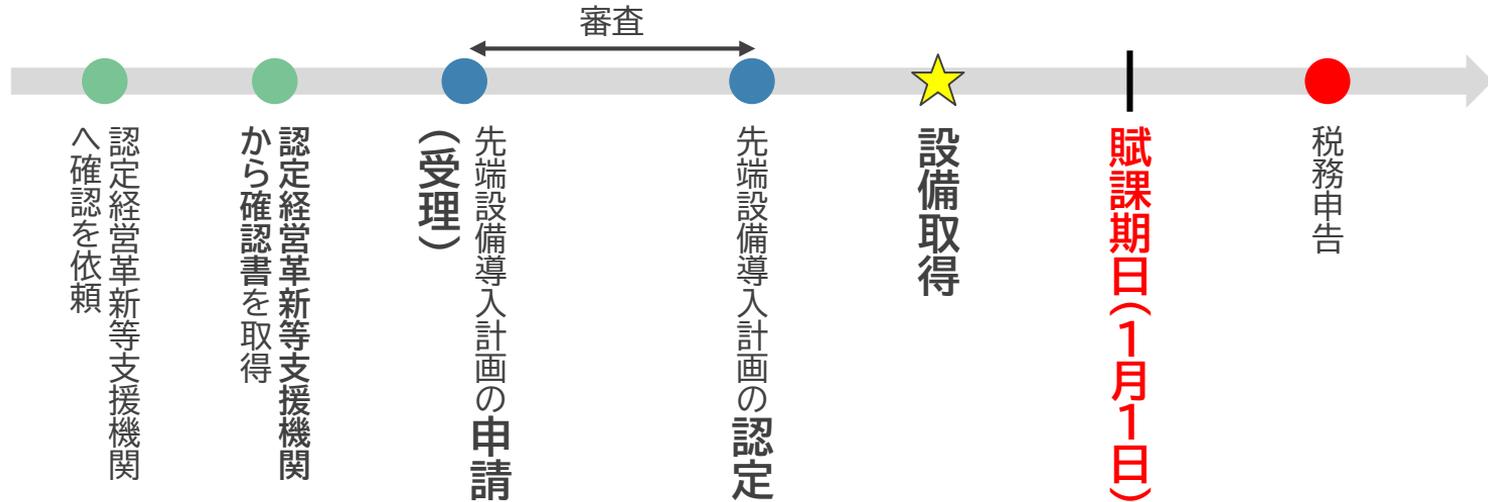
② 税制支援を受けるには

設備の取得時期

先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。

中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」のように、設備取得後に計画申請を認める特例はありませんのでご注意ください。

<設備取得と計画認定のフロー>



③ 令和7年の税制改正内容

令和7年税制改正により2年延長！

「賃上げ表明」が必要となります！

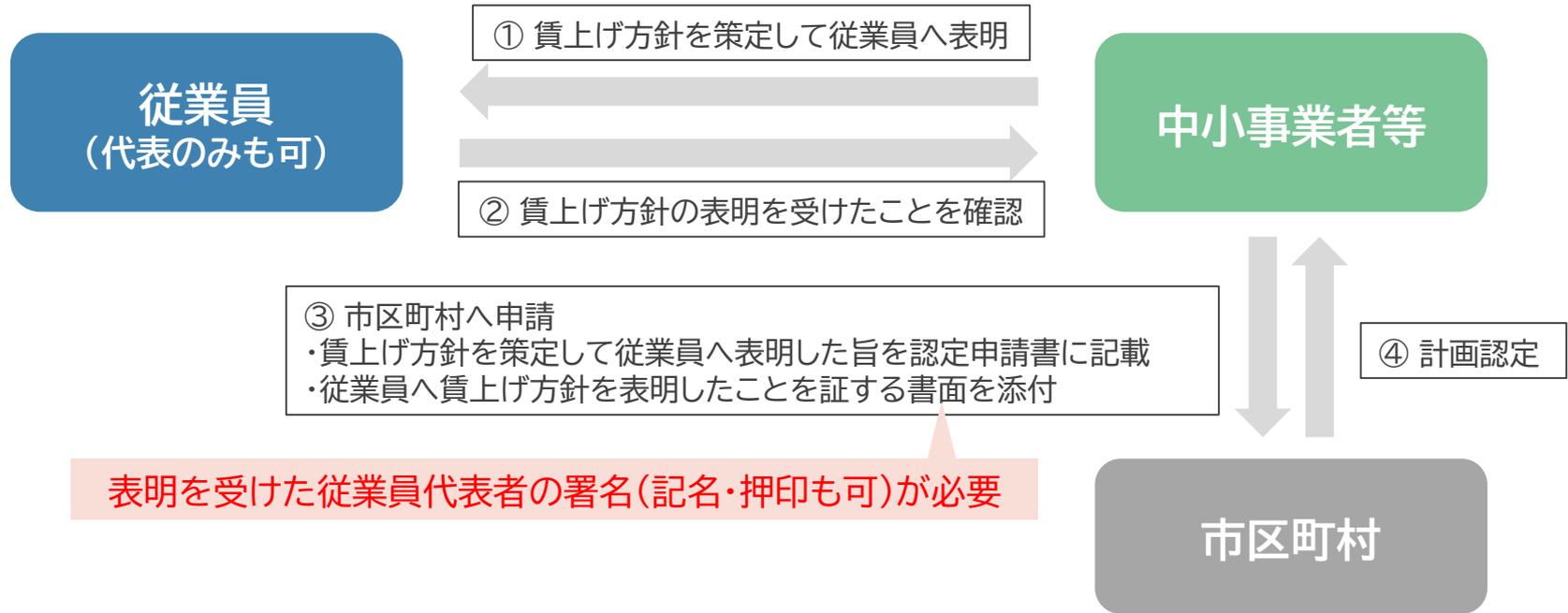


- 生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした固定資産税の特例措置の適用期限が**2年延長**されます。
- 賃上げを後押しするため、対象資産が「雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた計画」に基づき取得する資産に**限定**されます。

区分		現行	改正案
対象者		先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等	
取得時期		令和7年3月31日まで	令和9年3月31日まで
適用要件		年平均の投資利益率が5%以上の投資計画に記載された設備 投資計画は「認定経営革新等支援機関」の確認が必要	
対象設備		<ul style="list-style-type: none"> ●機械装置(160万円以上) ●測定工具・検査工具、器具備品(各30万円以上) ●建物附属設備(60万円以上) ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く	
課税標準	雇用者給与等支給額を引き上げる方針を計画に位置付けた場合	3%以上引上げ	5年間:価格×1/4に
		1.5%以上引上げ	3年間:価格×1/2に
	上記以外	3年間:価格×1/2に	(対象外)

④ 賃上げ方針の表明とは

手続きの流れ



⑤ 制度の注意点

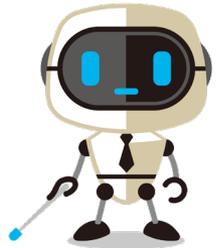
固定資産税の特例を受ける場合

1. 設備の取得時期 計画認定が先(特例なし)
2. 税制措置を受けるには認定支援機関の投資計画確認書が必要
3. 中古品は対象外
4. 固定資産税の対象になる取得価格は、補助金を受けた場合でも補助金を差し引かない額となる



必ず申請先となる市区町村の情報を確認しましょう！

この機会に設備投資を通じて生産性の向上、賃上げを実施されてはいかがでしょうか？
申請についてぜひ一度ご相談ください！



最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会